

内閣総理大臣の日本学術会議会員についての任命拒否に対し、強く抗議する 会長声明

- 1 報道によれば、菅義偉内閣総理大臣は、令和2年10月1日から任期が開始される日本学術会議の会員について、同会議が推薦した候補のうち6名（松宮孝明立命館大学教授（刑事法学）、岡田政則早稲田大学教授（行政法学）、小沢隆一東京慈恵会医科大学教授（憲法学）、宇野重規東京大学教授（政治学）、加藤陽子東京大学教授（歴史学）、芦名定道京都大学教授（キリスト教学））を、会員に任命しなかった。
- 2 日本学術会議は、「科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与すること」を使命とする科学者の「内外に対する代表機関」として、設立されたものであり、政府から独立した立場で政策提言等を行う科学者の代表機関として位置づけられている（日本学術会議法前文、2条、3条）。

日本学術会議は210名の会員をもって構成され、会員については、優れた研究または業績がある科学者のうちから日本学術会議の選考した候補者を内閣総理大臣に推薦するものとされ、内閣総理大臣はその推薦に「基づいて」会員を任命することとされている（法17条、7条2項）。

- 3 日本学術会議の会員の選任手続は、当初科学者による公選制であったところ、昭和58年の法改正により、現在の推薦に基づく内閣総理大臣の任命という形式に改められたという経過がある（平成16年の法改正までは、学術研究団体からの日本学術会議を経由する推薦制、それ以降は日本学術会議からの推薦制）。

そして、同改正においては、内閣総理大臣の任命制とすることにつき、日本学術会議からは、同会議の自主性と独立性をおかすものとして反対の意見が表明され（昭和58年5月19日付「日本学術会議法の一部を改正する法律案について（声明）」）、国会審議においても、内閣総理大臣による任命制は、会員の任命を通じ、日本学術会議を政府の御用機関化する危険性があるとの懸念が示されていた。

このような批判ないし懸念に対し、当時の政府は、国会の委員会答弁において、「実質的に総理大臣の任命で会員の任命を左右するということは考えておりません。」（昭和58年5月12日参議院文教委員会 手塚康夫政府委員）、「210人の会員が研連から推薦されてまいりまして、それをそのとおりに内閣総理大臣が形式的な発令行為を行うというふうにこの条文を私どもは解釈をしておるところでございます。この点につきましては、内閣法制局におきま

す法律案の審査のときにおきまして十分その点は詰めたところでございます。」(同日参議院文教委員会 高岡完治説明員)、「その推薦制もちゃんと歯どめをつけて、ただ形だけの推薦制であって、学会の方から推薦をしていただいた者は拒否はしない、そのとおりの形だけの任命をしていく、こういうことでございますから、・・・政府が干渉したり中傷したり、そういうものではない」

(昭和58年11月24日参議院文教委員会 丹羽兵助国務大臣・総理府総務長官) 旨答弁し、学術会議側による推薦を尊重することを国民に対し、確約していたものである。

そして、参議院文教委員会においては、「なお、内閣総理大臣が会員の任命をする際には、日本学術会議側の推薦に基づくとする法の趣旨を踏まえて行うこと」との附帯決議を附している。

- 4 このような立法経過を経て導入された内閣総理大臣による任命制については、今回の任命拒否が発生するまで、日本学術会議側が正式に推薦した会員候補を内閣総理大臣が拒否した事例は一度もなかった。

これまでのところ、いかなる理由で長年にわたる法運用を覆し、日本学術会議の推薦した会員候補を任命しなかったのかについて、菅義偉内閣総理大臣ないし政府は、具体的な説明を行っていない。

- 5 報道によれば、今回任命拒否された候補者は、そのすべてが、法学を中心とした社会科学系の学識者ないしは人文科学系の学識者であり、平成25年に成立した特定秘密保護法案、平成26年にそれまでの政府の憲法解釈を変更し、集団的自衛権の行使を可能とした閣議決定ないしその後の平成27年に成立したいわゆる新安保法制、平成27年の沖縄県名護市辺野古沿岸部の埋め立てを巡る行政不服審査法に基づく審査請求問題、平成29年のいわゆる共謀罪の創設を含む改正組織的犯罪処罰法案等に対し、学識者として批判的な意見を表明するなど、何らかの形で政府に対する批判的な意見を表明した者である。

- 6 仮に、今回の任命拒否の実質的な理由が、上記のような政府に対する批判的な意見表明を行った者を日本学術会議から排除することにあるとすれば、当該候補者及び日本学術会議に対する重大な政治的圧迫ないし恫喝であり、憲法23条の保障する学問の自由を侵害するものといわざるを得ない。

また、このような政府による圧迫、恫喝を目の当たりにした我が国の学識者は、学問的見解または学問的良心に基づく自由な意見表明を差し控えることとなり、政府に対する批判的な意見の表明が萎縮することが容易に予想される。これは、我が国の民主主義に対する重大な危険性をもたらすものであることはいうまでもない。

- 7 我が国は、かつて、いわゆる天皇機関説事件、滝川事件等の政府の意向に沿

わない学問的見解を有する学識者が政府により弾圧され、自由な学問研究が阻害された苦い歴史的経験を有している。

日本国憲法が、学問の自由を保障したのは、このような歴史的経験に鑑み、政府批判を含む自由な学問及びこれによる意見表明を保障することこそが憲法の基本理念たる基本的人権の尊重、国民主権を貫徹するために必須であるとしたからにはほかならない。

日本学術会議には、我が国の学術研究者の代表機関として、強い自主性と独立性が担保されなければならない、その会員の任命においては、現行法を前提とするならば、内閣総理大臣は、日本学術会議の推薦した候補者については、学術会議の会員として不適當であることを示す客観的で一見明白な理由が存在しない限り、これを尊重しそのまま任命しなければならない。

- 8 当会は、内閣総理大臣に対し、各候補者についての任命拒否を行った具体的な理由を国民に説明することを求めるとともに、今回の任命拒否に対し、強く抗議する。

2020年（令和2年）10月10日

長野県弁護士会
会長 中 篤 知 文